

2017 年度
関西福祉科学大学大学院
社会福祉学研究科
臨床福祉学専攻

修士論文題目

トランスジェンダーのひとの生きづらさ
—ライフヒストリーから考える—

指導教員（ 安井 理夫 ）

社会福祉学研究科臨床福祉学専攻

学生番号 21560003

氏名 新田 はるひ

トランスジェンダーのひとの生きづらさ —ライフヒストリーから考える—

社会福祉学研究科 臨床福祉学専攻
学生番号：21560003 氏名：新田はるひ

本稿のテーマは、トランスジェンダーの生きづらさを明らかにすることである。その生きづらさとは、今まで使っていた男性(女性)用のものを使えなくなった。そのことで、周りから自分が主張する性で見られなくなっていく、ということである。

これに関わって次の2つの問題点がある。1つは、同性愛者や両性愛者は障害ではないとされているが、性別違和は性同一性「障害」であると、厚生労働省が考えていることである。もう1つは、その考えを元に法律がつけられているため、「障害者である」という考えが当事者に押しつけられていることである。法律は、性別違和のひとの生きづらさを少しでも軽減させるために判定されたものである、当事者はこの法律に怒っているのである。

第1章では、性的マイノリティとトランスジェンダーについて論じた。

2015年には同性愛者の結婚が、2017年には同性愛者の里親が日本で承認される動きが出てきた。このことから、同性愛は障害や病気ではなく個人の指向のひとつという考え方が広まってきたと考えられる。

しかし、性別違和は「性同一性障害」とよばれている。これは本人が主張する性別に身体的な性別をあわせるための外科的手術が治療と考えられていたからである。このことから、性別違和と医療行為は切り離せないと考えられていることがわかる。しかし、性別違和を抱えているひとみんなが必ずしも「性転換手術」を望むとはかぎらない。この点を踏まえて考えると、医療行為は性別違和を抱えている人々の悩みを解消する手段のひとつであるが、唯一の手段ではない、という認識を持つことが重要である。

第2章では50代のトランスジェンダーA氏のインタビューに基づいて、①トランスジェンダーという概念との出会い、②女性として生きたい、③女性として生活するためのスキルの獲得の3点を考察した。

我が国の場合は、主張する性で生活していくためには医療行為を受けることが前提とされている。このひとつの選択肢を強要されることこそが問題なのであり、前述したように尊厳をもってトランスジェンダーとして生きることがそれによって阻まれていると考えられるのである。

今回はひとりのトランスジェンダーに基づき整理したもので、トランスジェンダーのひとの「しんどさ」あるいは「生きづらさ」を今回のインタビューから一般化できるわけではない。

今後この研究で得られた知見をもとにしてさらにブラッシュアップさせていきたい。

目次

はじめに	2
第1章 性的マイノリティとトランスジェンダー	4
第1節 先行研究のレビュー	4
第1項 性的マイノリティ	4
第2項 同性愛の歴史	5
第3項 LGBTの起源	5
第4項 性別違和の日本における歴史	6
第2節 日本における性別違和の現状	7
第1項 さまざまな名称	7
第2項 性別違和と医療	8
第3項 ソーシャルワークの視座	8
第4項 考察	9
第2章 トランスジェンダーのひとのインタビュー	12
第1節 トランジェンダーを軸としたライフヒストリー	12
第1項 インタビューの概要	12
第2項 トランスジェンダーという概念との出会い	12
第3項 女性として生きたい	12
第4項 女性として生活するためのスキルの獲得	13
第2節 考察	14
第1項 女性のロールモデル	14
第2項 トランスジェンダーのロールモデル	15
第3項 トランスジェンダーとは当事者にとって何なのか	15
第4項 今後の課題	16
おわりに	17
引用文献	18
参考文献	19

資料

はじめに

2016年10月の朝日新聞の記事に制服のことで興味を持たれた記事があった。女子生徒も制服のズボンを着られるようになるかもしれないという内容の記事であった。愛媛県のある中学校では、「制服のせいで性的少数者のひとが学校で楽しく過ごせていないんじゃないか」という生徒からの問題提起があった。これにより、制服改正の是非が生徒総会の議題となったが現在、男女ともズボンにする「統一派」と、男女ともズボンかスカートを選べるようにする「選択派」で分かれており、結論は出ていない。また、福岡県で制服の選択制を導入した高校がある。校長自らが性的少数者について人権研修で学んだことがきっかけであった。校長は「女性はスカートと画一的に決めるのはおかしい。性的少数者かどうかに関わりなく、自由に選んでほしい」と話している(朝日新聞 DIGITAL : 2016年10月15日)。

この記事を読んで、ふと筆者は中学校時代の制服について思い出した。通っていた中学校は、筆者が入学した年に制服が変わった。そのことにより、制服に関して指定されているブレザーにスラックス・スカート・キュロットスカートなどを組み合わせることは男女ともに自由となった。とはいえ、3年間のうちスカートをはいて登校する男子は筆者の知る限り、見られなかった。女子も、すぐにスラックスをはいて登校する人は見られなかった。しかし、3年生になるころには冬の寒さに耐えられない女子がスラックスをはく姿が少しずつ見られるようになった。また、学校指定のセーターもピンクや水色など5色から男女ともに選べ、男子がピンクのセーターを着てくる姿を見た。このことから、男性と女性を明確に区別しようとするような制服の概念が徐々に崩れてきていることが示唆される。

他方で、男性(女性)として生まれ、そのままの性別で社会生活を送れるひとと、自分の性別に違和感を持ち、反対に生きづらさを感じている性別違和のひとがいるのも現実である。筆者の知人にも何人か自身の性について話してくれるひとがおり、とても身近な存在のように思える。しかしながら、本人が家族などに打ち明けられないままになっていることもまた現実としてあると考えられる。

近年、メディアなどでよく性的マイノリティや LGBT という言葉が取り上げられている。同性愛者に関する最近のニュースでは、2017年2月から男性同性愛者カップルの里親が大阪市で認められたことがあげられる。日本には明治時代、同性愛を禁止にする法律があった。しかし1995年に厚生労働省が国際疾病分類 第10版(ICD-10)を採用し、産業統計及び死因分類に「同性愛、異性愛、両性愛などの性的指向は『それだけではいかなる意味でも障害とはみなさない』」と述べられており(小宮明彦 2015: 31)、2016年にはパートナーシップ法など同性愛に関する法律も制定されている。

しかし、LGBTの最後のTで表されるトランスジェンダーのひとはいまだに「性同一性障害」とされ、精神疾患のひとつとされている。厚生労働省のホームページの疾患紹介の欄には「女性なのに、自分は『本当は男なんだ、男として生きるのがふさわしい』と考えたり、男性なのに『本当は女として生きるべきだ』と確信する現象」と書かれている。この「女性なのに」あるいは「男性なのに」という表現では、男性は男性らしく、女性は女性らしく生きていかなければならないと言っているのと同じではないだろうか。そもそも、Tはトランスジェンダー

(Transgender)を意味し、脱病理化(病気ではなく個性)を願った当事者が呼称し始めたものなのである。LGBT とひとくくりにされているわりに性別違和だけがなぜ障害といわれるのか。これで、当事者の目線に立っているのか。筆者には疑問である。

また、性別違和における最近のニュースでは、山陽新聞が2016年12月に「性別変更の申し立て」をおこなったと報じていた(山陽新聞 digital: 2016年12月15日)。性別変更は性同一性障害特例法に基づいて「性別適合手術」を行う必要があるのだが、そのことについて「手術要件は憲法が定める自己決定権の侵害にあたる」と、当事者が話しているという内容であった。また女性のパートナーと結婚届を出そうとしたが、当事者も戸籍上が女性ということで岡山市は不受理とした。受理を求める裁判も起こしたが、結果は不適法であった。

この記事を読んで日本の法律は、性別違和のひとが性別適合手術をおこなうことが前提となっていることを知った。しかし、性別違和のひとすべてが本当に手術を望んでいるのだろうか。さらに疑問に思った。

問題点は、2点に集約される。1つは、前述したとおり同性愛者や両性愛者は障害ではないとなっていることに対して、性別違和は性同一性「障害」であると、厚生労働省が考えていることである。もう1つは、その考えを元に法律がつくられているため、「障害者である」という考えが当事者に押しつけられていることである。法律は、性別違和のひとの生きづらさを少しでも軽減させるために生まれたものであるはずなのに、当事者はこの法律に怒っているのである。

本稿では、まず性別違和に関する研究をレビューし、性同一性障害またはトランスジェンダーの特異性を明らかにしていく。そして、第2章では当事者へのインタビュー内容を検討し、性別違和のひとが日常生活や社会生活を送っていく上での生きづらさを当事者の目線に立って考察していきたい。

第1章 性的マイノリティとトランスジェンダー

第1節 先行研究のレビュー

第1項 性的マイノリティ

マイノリティ(minority)とは「少数、少数派」という意味である。それでは、性的マイノリティとはどういう意味なのだろうか。

石丸径一郎は、性的マイノリティには「同性愛・両性愛の性的指向のマイノリティやトランスジェンダー(性同一性障害も含む)と呼ばれる性自認のマイノリティ、インターセックス(半陰陽も含む)と呼ばれる身体的性別によるマイノリティがある」と述べている(2001: 286)。性別違和を抱えているひとはまさに性的マイノリティといえる。

最も多く取り上げられていた研究は心理学的視点である。心理学の研究は、同性愛者のアイデンティティに注目した視点とジェンダーの視点から研究が多い(有馬將太・園田直子 2010: 91)。また石丸も、性的マイノリティの中でも「同性愛に関するアイデンティティ研究が最も進んでいる」と指摘している(2001: 286)。

性別違和は、心理学の分野において「当事者を診断する立場にある心理士や精神科医による研究、心理アセスメントにみる GID 当事者のパーソナリティ特徴や発達上の問題や GID^{注1} と他の精神疾患や障害との関連が取り上げられている」(荘島幸子 2008: 266)。

他の研究分野についても、かんたんに傾向だけを見ておきたい。

社会学では、上野が差別と抑圧の視点とジェンダーの視点から多くの研究がおこなわれていると述べている(2008: 75)。また、「抑圧のメカニズムを明らかにし、多様なセクシュアリティを模索するその研究成果の質と量は群を抜いている」(上野淳子 2008: 75)。

また教育分野の研究では、同性愛に関して原田雅史が「近年、ジェンダーフリー教育が議論に取り上げられるが、これまで学校は性別で生徒をグループ化し、男女が一組になって行動し、学習する機会が多かった。教育現場では、異性愛のみが前提となった教育内容を教えてきた」ことを指摘している(2005: 146)。このことから教育の現場に同性愛者の生徒がいたとしても、さほど気にとめられてこなかったことが示唆される。

また性別違和に関しては、土肥いつきが「医療現場からの提言が中心であり、受診者の多くが中学卒業までに性別違和を自覚し、自殺念慮があったとするものである。これらの結果を踏まえて、これまでの論文では学校保健の役割のひとつとして GID の子ども自身への支援があることを提言したり、支援者としての教職員に焦点をあてた研究などがみられたりするようになってきた」と述べている(2015: 48)。

法律分野については、荘島が「GID 当事者が社会生活を営む際に生じる諸々の障壁を緩和させることが目的で、現行の法律の問題を提起し、新たな法律を制定する」ために研究が進められてきたと述べている(2008: 266)。

文化的、歴史的な視点からの研究をしてみると、性的マイノリティの受け止め方が文化や時代によって大きく異なっていたことがわかる。同性愛に関していえば、日本では江戸時代の川柳に「『ちょっちょっと陰間も買って偏らず』(遊女ば

かりでなく時々陰間＝男娼も買って女性に偏らないようにした)と見られるように一人の男性が女性も男性も色事の相手とすることは奇異なことではなかった」(小宮 2015 : 30)。アメリカ、イギリスなどでもゲイをめぐる解放運動が 1600 年代後半になると盛んになっている。また、性別違和に関しては男性の心も女性の心も両方持っているということで神に近い存在として受け入れられている国もある(NHK : 2015 年 12 月 29 日放映)^{注 2}。

ここまで、性的マイノリティの先行研究をみてきた。ここから言えることは、性的マイノリティを扱った文献にもかかわらず、同性愛と性同一性障害(GID)を区別して書かれたものが多いということである。そして、同性愛を取り扱った研究は性別違和については名前の紹介のみ、あるいは医学や法律上で発展してきたことを述べるにとどまっていた。

また、性別違和を扱った文献のほとんどは同性愛について触れていなかった。それだけではなく、同性愛に関する文献には医学的研究はあまりなかったが、性別違和に関しては多くの医学的研究が行われていた(このことに関しては第 2 節の第 2 項で詳述する)。

性的マイノリティに関する先行研究をレビューしていくうちに分かってきたのは、性別違和の研究が性同一性障害(GID)としておこなわれていることである。

第 2 項 同性愛の歴史

つぎに日本における同性愛の歴史をみていきたい。

前項でもふれたように同性愛の歴史は長い。それを裏付けるために同性愛のニュースをまとめたものが資料 1 である。

他方、アメリカやイギリスなどでは同性愛の行為のことをソドミー(sodomy)といい、イギリスでは 1533 年にソドミー法が制定された。それは「同性愛行為を禁止する法律」であった(大島俊之 2005 : 77)。しかし、そのころの日本では、年表を見てわかるように特異な行為ではなく、偏見もあまり持たれていなかったことがうかがえる。

日本で同性愛が偏見の目でみられるようになったのは、1873 年に施行された鶏姦法からである。その鶏姦法について、田中裕は「同性愛的行為を違法行為として定義し、民衆の生活から排除されるべき行為だと認識の形成を促したと言える」(2016 : 1)と指摘している。この時代、日本は西洋文化の要素を多く取り入れ始めているため欧州圏におけるソドミー法の発想が導入されたと考えられる。

それから 100 年あまり経った、1960 年～70 年代はアメリカやイギリスで同性愛者の解放運動がさかんになり、日本でも同様であった。さらに 2015 年には同性愛者の結婚が、2017 年には同性愛者の里親が日本で認められるようになりメディアによって大きく報じられた。このことから、同性愛は障害や病気ではなく個人の指向のひとつという考え方が広まってきたと考えられる。

第 3 項 LGBT の起源

前述した石丸論文から 7 年後の上野の論文では、性的マイノリティについて、「身体的性別(sex)、性自認(gender identity)、性的指向(sexual orientation)などが、男女二元論と異性愛主義(heterosexism)社会の『常識』に対応しないものを指

す。『マイノリティ』には社会の周縁に位置付ける差別的ニュアンスがあるため、当事者自らが誇りをもって呼称し出した『LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）』もよく用いられる」と述べている(2008:73)。しかし、上野論文ではこれ以降、“LGBT”という言葉が出てこないのので、“LGBT”が論文の中心概念ではないことが示唆される。つまり、“LGBT”という概念は石丸論文(2001)から上野論文(2008)の間に登場してきたと考えられるが上野論文には“LGBT”の起源が書かれていなかった。

そこで筆者が調べたところ、アムネスティ・インターナショナル日本が2002年に出しているニュースレターに「FOCUS 拷問禁止キャンペーン LGBTの人びとに対する人権侵害一性的指向に基づく差別と暴力のない社会を目指して」という記事を見つけた(アムネスティ・インターナショナル日本支部2002)。アムネスティ・インターナショナルとは、「1961年に発足した世界最大の国際人権NGO」である。つまり、2002年にすでに民間では“LGBT”という言葉が使われていたのである。

それから4年後の2006年7月、カナダのモントリオールで第1回World Outgamesの枠組の中で開催された「LGBTの人権に関する国際会議の参加者によって承認された、LGBT並びにインターセックスの人権保護を求める宣言」(通称:モントリオール宣言)でようやく公の場に現れたのである。具体的な方策は「ジョグジャカルタ原則」の方で盛り込まれている。

先に述べたように、アムネスティ・インターナショナルにおいては、2002年時点で“LGBT”という語が使われている。他方、同じ年に策定されたわが国の「人権教育・啓発推進計画に関する基本計画」には、“LGBT”の語は登場しない。たしかに2006年のモントリオール宣言から公式に使われるようになったのでこの当時に使われていないのは当然かもしれない。しかしモントリオール宣言から5年たった2011年に「人権教育・啓発推進計画に関する基本計画」は一部変更されているにも関わらず、このことばは登場しないままである。

また、筆者が調べた範囲ではLGBTの人権について述べている論文はみあたらなかった。だが、同性愛や両性愛を意味するLGBの歴史に関連する論文にはその記述があった。つまり、性別違和のひとの人権には、あまり関心もたれていないのではないだろうか。

第4項 性別違和の日本における歴史

第1項で述べた土肥論文と荘島論文のレビュー内容を裏づけるために、代表的なニュースを年表にまとめたものが資料2である。

第1項でも述べたとおり、メキシコでは性別違和のひとを「男性の心も女性の心も両方持っている」ということから、神に近い存在(ムシェ)として受け入れられており、手術などが強要されることはない。しかし日本では、50年以上前の1964年に性転換手術をしているという例がある。当時、ブルーボーイと呼ばれていた男娼3人(当時21~23歳)を医師が十分な診察を行わずに性転換手術を行い、医師に有罪判決が下されたという事件である(セクシュアルマイノリティ:84)。それから30年たった1995年、埼玉医科大学の倫理委員会に「性転換治療の臨床研究」の倫理性を問う申請が出され、翌年には同倫理委員会が「性同一性障害と呼ばれ

る疾患が存在し、性別違和に悩む人がいる限り、その悩みを軽減するために医学が手助けをすることは正当であり、外科的性転換も治療の一手段」という答申を公表している。このことを契機として、性同一性障害という言葉が社会に広まったと考えられる。そしてニュースやテレビドラマ『金八先生』などで性別違和が取り上げられるようになった。近年では、文部科学省が2014年の1月に小・中・高校などに「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」をだし、各学校で把握している人数や対応の状況についての調査を行った。同年6月に調査結果を公表し、翌年にはその結果を元に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」をだし、具体的な支援策を提示している。

性別違和が、社会や法律に関する分野で登場するようになったのは2001年以降である。この戸籍の性別変更は2004年から施行された性同一性障害特例法により、「①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に未成年の子がいないこと。④生殖腺がない又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する概観を備えていること。」(性同一性障害特例法第3条1項)とされており、性転換手術が絶対条件となっている。

これらのことから性同一性障害が医療分野でとくに性転換手術の対象として扱われていること、戸籍の性別変更にはこの手術を受けることが必須条件であることを確認しておきたい。

第2節 日本における性別違和の現状

第1項 さまざまな名称

現在の日本において、性別違和は一般に性同一性障害(GID)と呼ばれている。

性同一性障害とは「1. 生物学的性が反映された肉体への嫌悪感」、「2. 生物学的性とは反対の性別への帰属感」を抱えている人であり、アメリカ精神医学会がだしているDSM-IV(1994-2012)でその概念が発表された。その後、DSM-V(2013-)が出され、障害という言葉がなくすという考えにより、性別違和(Gender Dysphoria: GD)に変更された。その診断基準とは「1. 指定された性別と当人が経験・表現している性別の不一致」、「2. 指定された性別とは異なる性別になりたい・扱われたいという強い欲求」である。

他方、WHOの国際疾病分類は1990年からICD10のままであり、現在も性同一性障害という名称が使われている。つまり、DSM-Vの「性別違和」とICD10の「性同一性障害」が共存しているのである。ただ、いずれにしても「病気」として捉えられているという点では同じである。

しかし、前述したように当事者は脱病理化を望んでおり、その主張を込めて作ったトランスジェンダーという言葉も登場してきた(土肥2015)。このトランスジェンダーという言葉は欧米の方で発展してきた経緯がある。というのも、「欧米では、生物学的な性別であるセックスと社会的な性別であるジェンダーの不一致は異常として、異性装(Transvestisim)、トランスセクシュアル(Transsexual)という名で医学が定義してきた歴史がある。そこで独自のアイデンティティをもつ主

体としての意義をこめて、自己規定としてのトランスジェンダーという概念が打ち立てられた」(松嶋淑恵 2012 : 185)。つまり、病名としての性別違和、性同一性障害と当事者による自己規定としてのトランスジェンダーという 3 種類の名称が存在しているのが現状である。

第 2 項 性別違和と医療

先に述べたように、日本では性別違和を「病気」として捉える傾向がある。また、2000 年以降、性別違和は社会分野や民法に関する分野でも登場するようになったが、その分野でも障害として見ていることが年表を通じてわかる。

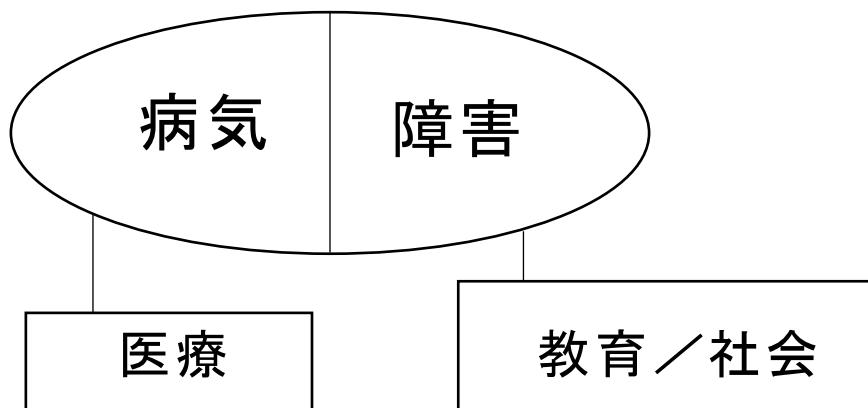
つまり、本人が主張する性別に身体的な性別をあわせるための外科的手術が治療と考えられているのである。性別違和に関する論文の多くは、性適合手術の成功例を元にしたものが多い。荘島も、「医師から診断を受け、手術を受け、戸籍を訂正して新たな性別で生きるという医療における『獲得』の物語に溢れている」と指摘している(2008 : 267)。

このことから、性別違和には医療行為が必要だと考えられていることがわかる。しかし、性別違和を抱えているひとみんなが必ずしも「性転換手術」を望むとはかぎらない。なかには、望んでいたものと違うと思い医療行為を途中でやめた例(荘嶋 2008)や「性同一性障害」の診断は受けたが、その後の医療行為は行っていない例(田実潔、カートアッカーマン 2015)、健康的な体を傷つけないということから手術をしない例(山陽新聞 2016)もある。前述したように「性別違和＝病気」や「性別違和＝障害」という考えを当事者は望んでいない。この点を踏まえて考えると、医療行為は性別違和を抱えている人々の悩みを解消する手段のひとつであるが唯一の手段ではない、という認識を持つことが重要である。

第 3 項 ソーシャルワークの視座

性別違和は少なくとも医療の分野では病気、教育や社会の分野では障害という認識である。この認識を図にしたものが図 1 である。世間一般では、性別適合手術をおこないたいという当事者の欲求を解決することで、「もう問題はない」あるいは、「問題はなくなった」と捉えられてしまっていると考えられる。性別違和を抱えたひとびとは自分自身の身体を変化させて社会の価値観にあわせるようにしているのである。

図 1. 性別違和に対する世間一般の考え方

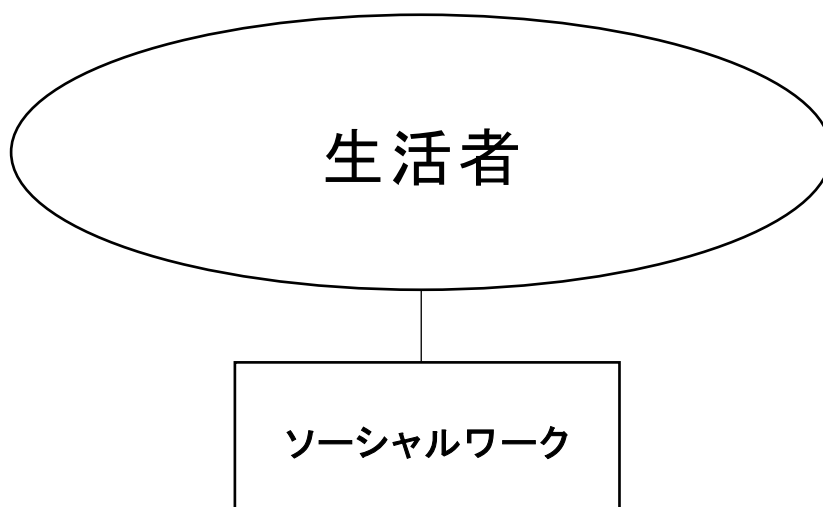


それでは、福祉の視点から性別違和をみるとどうだろう。

2014年に国際ソーシャルワーカー連盟(International Federation of Social Workers:IFSW)と国際ソーシャルワーク学校連盟(International Association of Schools of Social Work:IASSW)の総会により新しいソーシャルワークの「グローバル定義」が採択された。その内容は、「ソーシャルワークは社会変革と社会開発、社会的結束、及び人々のエンパワメントと解放を促進する。実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、及び多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」であり、固有の文化や生き方、多様性をより尊重する方向へとシフトしてきた。

つまり、障害を抱えているひともしそうでないひと、ともに社会の一員として共生していくことを支援するというオリエンテーションがソーシャルワークの視座なのである。その考え方を図2で表す。

図2. ソーシャルワークの定義にそった性別違和に対する考え方



第4項 考察

筆者が性的マイノリティに関する様々なニュースを見て、まず感じたことは同性愛のニュースに比べて性別違和のニュースは小さな規模だということである。近年、同性愛者に関するニュースはテレビや新聞などで大々的に取り扱われている。たとえば2016年に導入されたパートナーシップ制度や2017年に話題となった男性カップルの里親のニュースなどがそうである。他方、性別違和における近年のニュースは、筆者が知る限り2017年山陽新聞で取り上げられていた戸籍変更の申請についてのみであった。性別違和のひとの生きづらさが取り上げられていたのだが、地方のニュース新聞では全国的には知られにくいと思われる。

性別違和のひとが困難を抱えていることは、土肥論文や荘島論文などからも明

らかである。前述したように LGBT の T をあらわすトランスジェンダーは脱病理化を願った当事者たちが呼称しはじめたものである。それにもかかわらず、日本ではずっと GID(病気としての障害)として捉えられてきている。特に文科省など教育分野では、その傾向が強い。他方、LGB は個人の指向であり、障害ではないと ICD10 などでも表記されている。両者にはこのような違いがあるにもかかわらず、“LGBT”としてひとくくりにして捉える考え方が日本で広まっている。これでは性別違和のひとの生きづらさがみえにくくなってしまいうだろう。

LGB と性別違和の方の主な違いを表したのが表 3 である。

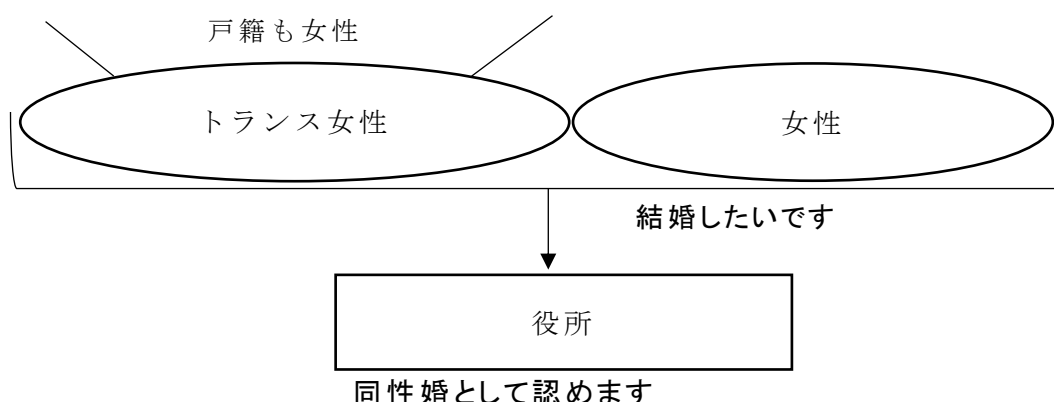
表 1. LGB と性別違和の違い

	L	G	B	性別違和
性自認	同	同	同	異
カテゴライズ (社会的参加)	同	同	同	異
性的対象	同	同	同／異	同／異

LGB が自分の性に対して疑念がないことに対し、性別違和のひとは自己認識やカテゴライズにおいて自身とは異なる性を希望していることがわかる。性的対象にいたっては、L や G が同性のみであることに対して、性別違和の方は B と同様に異性だけではなく同性を好きになることもあると考える。というのも自身の性自認は異性を示すが、性的対象は異性とは限らないからである。

以上を踏まえると、性別違和のひとの結婚は複雑な現状となっていると考えられる。というのも、同性愛の結婚は「同性愛の歴史」でも述べたように同性パートナーシップ制度が導入されたことによって社会的にも認められつつある。つまり、図 3-1 のように性別違和の方が自認する性を主張した上での同性婚であれば結婚は可能であり、大きな障壁はないといえる。

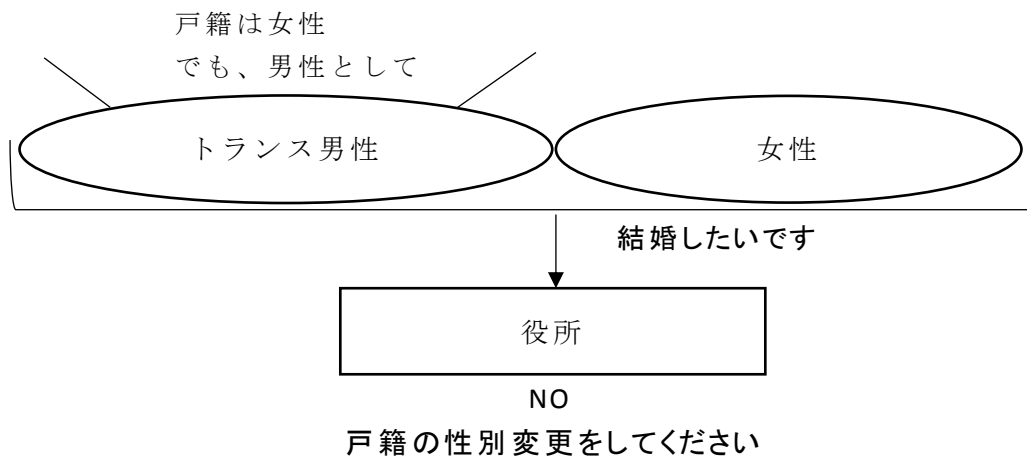
図 3-1. 戸籍変更したトランス女性^{注 3}と女性の結婚



他方、図 3-2 のように自認する性を主張し「異性愛者」として結婚するためには、性転換手術を行い戸籍の性別変更が求められる。山陽新聞の記事はまさにこの状況である。しかし、戸籍上の性別を変えるには性転換手術が必要となってく

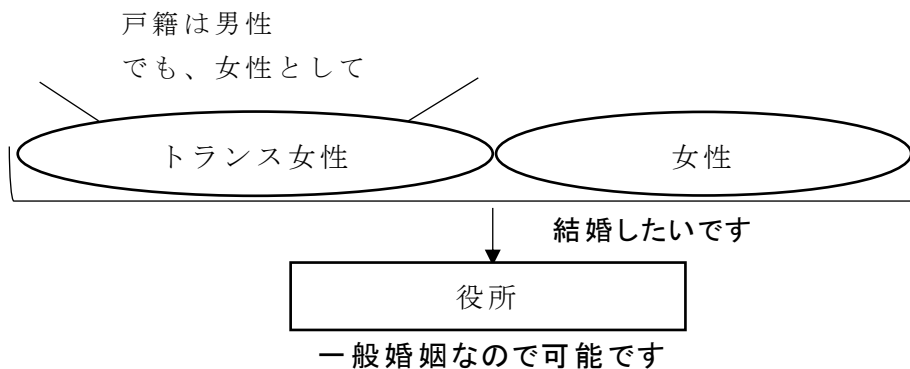
るため、手術を望まない性別違和のひとにとっては、手術を強要されることになる。つまり、人権を否定されることによって初めて人権が尊重されるのである。ここから、性別違和のひとの生きづらさが浮きぼりになってくる。

図 3-2. 戸籍を変更していないトランス男性^{注2}と女性の結婚



ところが意外なことに、婚姻による法律がらみの困難が、同性愛の性別違和のひとには存在しない(図 3-3 を参照)。それだけに、異性愛の性別違和のひとに比べて生活上の困難が際立ってくると予想される。

図 3-3. 戸籍を変更していないトランス女性と女性の結婚



このような理由で本稿では、同性愛の性別違和のひとにインタビューをおこなうことにした。その際、当事者の目線に立つこと、生活者であることを前提に、性別違和を抱えたひとの生きづらさを見ていきたい。

第2章 トランスジェンダーのひとのインタビュー

第1節 トランスジェンダーを軸としたライフヒストリー

第1章では論文に書かれていた表記(性別違和、性同一性障害など)を尊重したが、本章では当事者の目線で考察していくので「トランスジェンダー」という用語で統一したい。

第1項 インタビューの概要

インタビューの目的は、「トランスジェンダー」という言葉を知ってその後の生き方や考え方がどのように変わったのか。その言葉を知って生きづらくなった思いはどのようなものなのか。この2点を当事者の目線に立って考察するということである。

協力者として、トランスジェンダーの MTF^{註2}の50代のA氏に依頼した。依頼した理由は筆者の知人であり、さまざまなライフイベントを経験しているため生きづらいつと感じたことが多いのではないかと考えたからである。

その際、1時間程度のインタビューをおこなった。その際、同意を得てICレコーダーに音声録音し、後に文書化した。インタビューでは、公共のトイレやふろでの対処法、カミングアウトした際の経緯と内容など、トランスジェンダーに気づいてから現在までのライフヒストリーをとところとところで質問しながら自由に話してもらった。

なお、本調査は本学の倫理委員会の承認を受けて実施している。(資料16、17を参照)

次項からは、A氏のインタビュー記録をもとに①トランスジェンダーという概念との出会い、②、女性として生きたい、③女性として生活するためのスキルの獲得の3点からみていきたい。

第2項 トランスジェンダーという概念との出会い

今回の研究に協力してくれたA氏はトランスジェンダーだと気づくまでは自身を「変態」と思いながらで生活しており、そのことに関して「しんどい」と感じていなかった。男性用のトイレやふろを使うことに対して違和感もなかったようである。そのような生活を送っていく中で「トランスジェンダー」という言葉を知ることになったのは、社会人になり結婚し、子どもが生まれてから、職場の同僚が貸してくれた1冊の本だったと話してくれた。(資料4、5参照)

このトランスジェンダーという言葉と出会い、本当の意味で自身を知ることができた瞬間、「変態」だという考えから救われている。それと同時に今まで気づくことがなかった「しんどい状況」に気づき、初めて社会の価値観との大きな違いを感じている。それは自身の考えを否定しなくてもよいと思ったときに、社会と自分との間にジレンマを感じたのである。

第3項 女性として生きたい

気づいたからには見た目が男性だとしても女性として生きていきたいと強く願うようになった。そのなかで友人や一部の人たちがA氏の思いを知り、「自分の思いに素直になっていい」と背中をおしてくれた。だからこそトランスジェンダーとしての自分に目覚め、生き方を変えることができたと考える。

トランスジェンダーとして生きようと決めた当初は、「トランスジェンダー＝

女性」として過ごす部分と、「夫・父親=男性」として過ごす部分とで切りかえをしていた。資料 6 で話しているように、A 氏は変態とは違うカテゴリーがあって「自分はスカートをはきたいと思ってもいい」ということを知って、満足していたからである。しかし、ゲイの仲間に「トランスジェンダーとして実践しているのか」ときかれ、その言葉をきっかけに生活を変えていこうと決めている。そして、パートナーに打ち明けることになった。A 氏の想いを受け止めたいという思いと、受け止められないという思いとの狭間に苦しんでいたパートナーの様子を A 氏は話してくれた(資料 7 参照)。A 氏の行動にも「いちいち反対してきた」と話していたが、今まで男性として見てきた A 氏を女性としてみることはパートナーにとって、あまりにも突然で信じがたいものだったからではないかと考える。また、2 人の子どもに対してはパートナーが A 氏との間に入ってくれたという。子どもたちの心のなかをうかがい、知ることはできないが、塾で必要な書類を提出する際に子どもが A 氏の性別欄を空白で出していいか、とたずねたことがあるらしく、A 氏のことを父親として思っていることに変わりはないことがうかがえる。家族で家族のなかの立ち位置を一緒に探していたのではないかと考えられる。

現在、A 氏は変わりなく家族の中では夫であり父親である。性別は変わったかもしれないが、役割は変わっていないことが示唆される。

第 4 項 女性として生活するためのスキルの獲得

自分自身が主張する性で、普通に公共のものを使用したいという気持ちがインタビューを通してひしひしと伝わってきた。しかし、日本は見た目で判断してしまうことが多い社会である。だからこそ、トランスジェンダーのひとが堂々と公共のものを使用できるようになるにはまだまだ時間がかかるのが現状だと考えられる。

A 氏は、生まれたときから身体も心も女性である友人の輪のなかに異性装をして入ることで公共の場で女性用の物を使用できた。(資料 8~11 参照)このように、女性(または男性)の友人はトランスジェンダーのひとにとってキーパーソン(Key person)になると考える。インタビューで A 氏も話していたが、女性の友人が自分に普通に女性として話をしてくれる、見てくれることは自分のことを知らない人からは自分が女性に見えているということである。つまり、必要以上に周囲の目を気にせず公共のカテゴリーに入っていくやすくなる。

A 氏は、やはり外見だけを見て女性と判断してくれない職場ではしんどかったと話してくれた。しかし、あるときを境に女性職員の集まりを作ってもらい、職場でも女性用のトイレとロッカーを使わせてほしいと頼んだ。(資料 12 参照)

話を聴いて、2 人ほど反対者がでた。この 2 人は男性だったころの A 氏を知っていたため、パートナーと同じように葛藤していたのではないかと考えられる。そこで A 氏は、「使っていない休養室」にロッカーを置けないかと代替案を出している。この代替案を見つけておくことは重要だと考える。なぜなら、自分の思いを貫き通すだけでは、相手も頑なになってしまい、思いを成就することがさらに難しくなるからである。また双方がいがみ合うことで、他の職員にも迷惑がかかることも充分あり得るだろう。無理をしないことが大切なのだと考えられる。

自分のことを受け入れてくれるようになるまで、さらに 2 年我慢した A 氏。現

在、職場でロッカーを使用することができ嬉しそうな様子であった。

職場で公的にトイレやロッカールームを使うためにはカミングアウトが必要であった。このカミングアウトをする前後で一貫して大事なことは、「自分自身は何も変わっていない」という思いを持ち続けることだと考える。A氏が職場の着替え場所を変えることができたのは、カミングアウトを通じて周囲のひとがA氏のことを男性ではなく女性に属する仲間という風に見方を変えてくれた、ということである。

しかし、職場のようなカミングアウト前の半ば固定化されたイメージがつきまとい続けている環境では、周囲が「変わる」際に反発が起きることも考えられる。というのも、変化を受け入れるには、多少の差はあるが誰しも時間を要するからである。また、周囲のひとにとっても「変化」がしんどいことである可能性がある。A氏は女性用ロッカールームの使用について話し合いをした際、反発を受け、一度身を引いている。おたがいに思いを一方向的に伝えるだけでなく、互いの思いを大事にしあうことも、問題の解決にとって意義のある取り組みだと考えられる。

第2節 考察

第1項 トランスジェンダーのロールモデル

社会の意識変革を行うには時間を要する。そのため、いますぐにトランスジェンダーのひとの「しんどさ」を少しでも軽減するための方法のひとつとして、セルフヘルプ・グループ(self help group)が考えられる。

このセルフヘルプ・グループについて久保紘章は、いくつかの特徴を述べており「とりわけ重要な点は『共通の問題を持つ当事者であること』」と指摘している(久保 1998 : 8)。

またA氏はゲイの友人に「実践をしているのか」を問われてから、「切り替え」などもやめてすべての場面で女性として生きることを選んでいる。しかし、それはさまざまな問題と新たに出会っていくことにつながったともいえる。たとえば、切り替えをしていたときには男性用のトイレやふろを使っていたが、女性として生きることを選んだときから、それらを使うことが困難となり、やがて苦痛となった。女性用のものを使えるようにするために、プライベートでは家族に打ち明け、女性の友人の力を借りて周りに女性として認識してもらう行動を起こした。また、職場では、女性職員に自分のことを知ってもらうために、職員の集まりを作ってもらいカミングアウトを行っている。つまり、セルフヘルプ・グループに参加することによって、トランスジェンダーとしてのロールモデルに出会い、逆に当事者にとって困難となる道を選ぶ可能性があることもおさえておく必要がある。

セルフヘルプ・グループには、ともに困難に立ち向かう同志がいる。だからこそ、悩みを増幅させてしまう面と悩みを分かち合うことができる面の両面があることが今回のインタビューからも示唆される。しかし、いずれにしても悩みを抱えている当事者が自分というものを偽ることなくだせるような「アイデンティティの基盤」として機能していることはまちがいないだろう(アラン・ガートナー、フランク・リースマン : 131-134)。

第2項 女性のロールモデル

自身をトランスジェンダーだと思っていた頃や、気づいた当初は身体的性のもを使うことはしんどくなかったとA氏は話している。しかし自身の中で性別違和の枠が広がるにつれ、身体的性のもを使うことに「しんどさ」を感じている。(資料5参照)

トランスジェンダーという認識が自分の中で大きくなればなるほど、身体の性で社会的に生きていくことがつらくなる。しかし、自身が主張していない性でみられたくはない。

これこそが、トランスジェンダーのひとがトランスジェンダーとしての生き方を実践していく上での困難なのではないだろうか。

A氏はインタビューで、生まれたときから身体も心も女性であるひとにロールモデルを求めている。そして、自身の女性度が30~40%のときにオカマバッシングを受け、職場に顔を出せない状態があったと話してくれた。しかし、60%に達した時にその風がやみ、70%になるともう大丈夫といえるようになっている。ここで、今まで女性度100%としていた目標を80~90%に変更している。(資料14参照)

この語りから、トランスジェンダーのひとはいわゆる普通の男性、女性よりも「男性らしく」「女性らしく」なりたいと思っていると考えられる。だからこそ、A氏はまず女性度100%を目指したのではないだろうか。しかし、70%に達しオカマバッシングがなくなったことで周囲からは、自分が「女性に見える」という安心感が生まれ、女性度100%にこだわらなくともいいということに気づいたのではないかと考える。

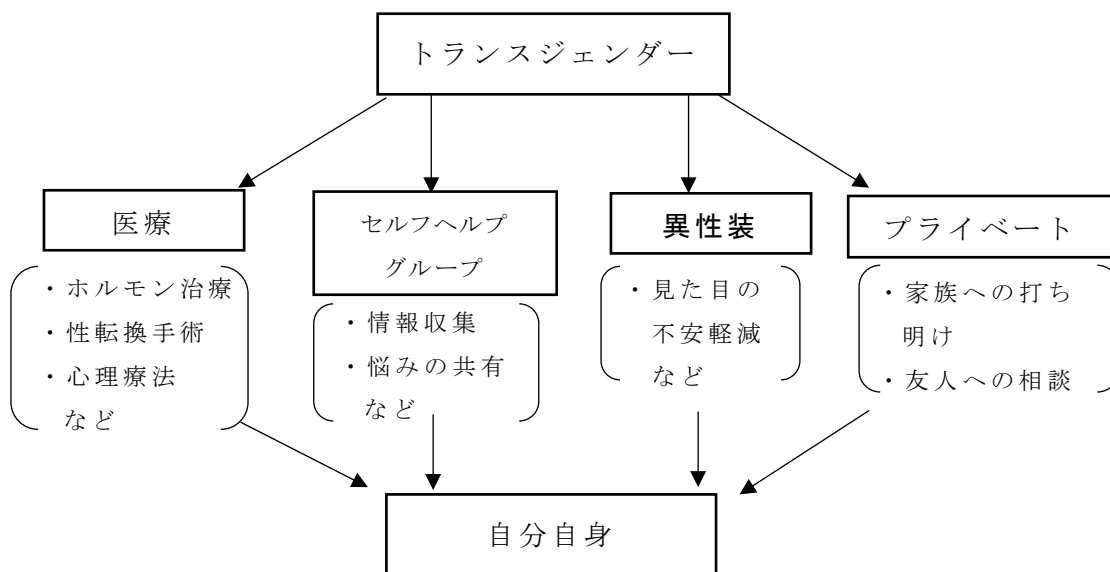
上野が「『男性(女性)である／なりたい』こと(性自認)が必ずしも『男性(女性)らしさ』といったジェンダー規範を支えるわけではないことも明らか」(2008:75)と指摘しているとおりである。

第3項 トランスジェンダーとは当事者にとって何なのか

今回のインタビューからトランスジェンダーのひとが自分らしく生きていくためには、さまざまな方法があることが示唆された。図4は、そのことを表したものである。

たとえば、A氏の場合は図4のすべての手段を使っているが、山陽新聞の記事にあった当事者は手術をせず異性装で生活を送っている。つまり、どの手段を選ぶか、どう組み合わせるか本人の生き方にかかわる問題だと考えられる。しかし我が国の場合は、主張する性で生活していくためには医療行為を受けることが前提とされている。このひとつの選択肢を強要されることこそが問題なのであり、前述したように尊厳をもってトランスジェンダーとして生きることがそれによって阻まれていると考えられるのである。

図 4. トランスジェンダーのひとの選択肢



第 4 項 今後の課題

今回は 1 人のトランスジェンダーのひとの話しか聴けておらず、トランスジェンダーのひとの「しんどさ」あるいは「生きづらさ」を今回のインタビューから一般化できるわけではない。今後この研究で得られた知見をもとにしてさらにブラッシュアップさせていきたい。また、インタビューで A 氏が話してくれたように(資料 13 を参照)、トランス女性の引きこもりや就職活動の困難なども課題としてあげておきたい。

おわりに

トランスジェンダーのひとの「しんどさ」を当事者の立場から検証してきた。実際に、公共の場でトイレやふろ、着替えるためのロッカーなどさまざまところで男・女のカテゴリーに基づいた障壁があり、それを1人で乗り越えてしていくことは難しい。しかし、「自分自身は何も変わっていないこと」を周りの人々とわかちあう努力を通して、乗り越えていける道があることを示唆された。

この周りの人々とわかちあうためにはカミングアウトは必須となってくるだろう。カミングアウトした当事者もエネルギーを使うと思われるが、受け入れる側にとっても大きなエネルギーと時間を要することをおさえておかなければならない。ここにも支援の必要な場合があるかもしれない。

また、筆者としては周りのひとびとも「すべてを受け入れなくてはいけない」という考えを持ってほしくはない。こういう部分で「しんどい」「生きづらい」と感じることもあるのだと知ることからはじめてほしいと考える。すべてを受け入れることは誰にとっても難しいことであり、無理に受け入れようとする結果的には当事者も、受け入れようとするひともしんどい状況になると感じたからである。先にも述べたようにどちらか一方の思いだけを聴きいれていくのではなく、思いをだしあい新しい形を作っていくことが必要な取り組みなのではないだろうか。

また、戸籍で性別を変更するためには性転換手術が必要とされており、「医療＝病気、障害」という考えになっているのが日本の現状である。しかし、必ずしも医療行為は生きづらさを軽減するためのひとつの手段であることを再度強調しておきたい。

最後に今回インタビューに協力してくれた A 氏に心から感謝を申し上げたい。

注

1. GID : Gender Identity Disorder を意味し、性同一性障害を指す。
2. 「壇蜜 死とエロスの旅 マヤ・アステカ編」という番組が NHK にて 2015 年 12 月 29 日に放映された。
3. 本稿では MTF をトランス女性、FTM をトランス男性としている。
なお、身体は男性として生まれたが性自認が女性の場合を MTF(Male to Female)といい、身体は女性として生まれたが性自認が男性の場合を FTM(Female to Male)という。

引用文献

- American Psychiatric Association(1994) The Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders(=1996,高橋三郎・大野裕・染谷俊幸訳『DSM-IV精神疾患の分類と診断の手引』医学書院)
- American Psychiatric Association(2013) The Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders(=2014,高橋三郎・大野裕監訳『DSM-5精神疾患の分類と診断の手引』医学書院)
- アムネスティ・インターナショナル日本支部(2002)「FOCUS 拷問禁止キャンペーン LGBTの人びとに対する人権侵害—性的指向に基づく差別と暴力のない社会をめざして」『アムネスティニューズレター』335 2-3
- 有馬将太・園田直子(2010)「同性愛者のセクシュアリティ—研究の視点と展望—」『久留米大学心理学研究』9 89-97
- 朝日新聞 DIGITAL(2016)「女子制服、ズボンを選べる学校『当たり前』見直した校長」<http://www.asahi.com/articles/ASJBD6SQSJBDUTFK01T.html> 2017年5月19日取得
- 土肥いつき(2015)「トランスジェンダー生徒の学校経験—学校の中の性別文化とジェンダー葛藤—」『大阪府立大学大学院 教育社会学研究』97 47-66
- International Federation of Social Workers(2014)「グローバル定義」<http://www.jassw.jp/topics/pdf/14070301.pdf> 2017年7月12日取得
- 石丸径一郎(2001)「マイノリティ・グループ・アイデンティティ—人はいかにして自らに付与された差異を取り扱うのか—」『東京大学大学院 教育学研究科紀要』41 283-290
- 小宮明彦(2015)「同性愛嫌悪をめぐる日英(教育)文化比較—明示的差別の国イギリスと黙示的差別の国日本—」『教育学研究室紀要 教育とジェンダー研究』12.0 30-41
- 厚生労働省(2011)「性同一性障害」「性同一性障害特例法」http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_gender.html 2017年5月11日取得
- 久保紘章・石川到覚編(1998)『セルフヘルプ・グループの理論と展開』中央法規出版
- 松島淑恵(2012)「性別違和をもつ人々の実態調査—経済状況、人間関係、精神的問題について—」『人間科学研究』文教大学人間学部 34 185-208
- 大島俊之(2005)「ソドミー法を終わらせたヨーロッパ人権裁判所」『神戸学院法学』35(1) 77-150
- 山陽新聞(2016)「性同一性障害性別変更申し立て 新庄の臼井さん、15日家裁支部」<http://www.sanyonews.jp/article/461084> 2017年5月22日取得
- セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編(2003)『セクシュアリティ 同性愛、性同一性障害、インターセックスの当事者が語る人間の多様な性』明石書店
- 荘島幸子(2008)「『私は性同一性障害である』という自己物語の再組織化過程—自らを『性同一性障害』と語らなくなったAの事例の質的検討」『パーソナリティ研究』16(3) 265-278
- 田中裕(2016)「明治期の新聞言説における鶏姦罪—批判的言説分析を方法論と

して一」『日本マス・コミュニケーション学会・2016年度春季研究発表会・研究発表論文』1-4
上野淳子(2008)「心理学における性的マイノリティの研究—教育への視座—」
『四天王寺大学紀要』46 73-83

参考文献

- 浅井春夫・北村邦夫・橋本紀子・村瀬幸治編(2003)『ジェンダーフリー・性教育
バッシング ここが知りたい 50 の Q&A』 大月書店
- アラン・ガートナー／フランク・リースマン(1997)SELF-HELP IN THE
HUMAN SERVICES(=1985,久保紘章監訳『セルフ・ヘルプ・グループの理論
と実践』川島書店)
- 枝川京子・辻河昌登(2011)「LGBT 当事者の自己形成における心理的支援に関
する研究—ナラティブ・アプローチの視点から—」『学校教育研究』23 53-
61
- 原田雅史(2005)「セクシュアル・マイノリティとヘテロセクシズム—差別と当
事者の心理的困難をめぐって—」『ジェンダー研究』8 145-157
- 法務省(2011) 「人権教育・啓発に関する基本計画」[http://www.moj.go.jp/con
tent/000073061.pdf](http://www.moj.go.jp/content/000073061.pdf) 2016年7月8日 取得
- 堀江有里(2010)「同性間の〈婚姻〉に関する批判的考察—日制度の文脈から—」
『社会システム研究』21 37-57
- 『ICD-10(国際疾病)第5章精神及び行動の障害』
[http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011ncr-att/2r98520000011nq
2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011ncr-att/2r98520000011nq
2.pdf) 2017年7月13日 取得
- ジョグジャカルタ原則(2006) [http://gayjapannews.com/news2007/yogyaka
rta.pdf](http://gayjapannews.com/news2007/yogyaka
rta.pdf)2017年7月12日取得
- モントリオール宣言(2006) [http://www.jex-inc.co.jp/assets/images/montreal.
pdf](http://www.jex-inc.co.jp/assets/images/montreal.
pdf) 2017年7月12日取得
- 埼玉医科大学倫理委員会(1996)「『性転換治療の臨床的研究』に関する審議経過
と答申」<http://www.geocities.co.jp/MusicStar/9962/tg/toushin.html>
2016年5月24日取得
- 須藤廣編(2002)『高校生のジェンダーとセクシュアリティ—自己決定による新
しい共生社会のために—』明石出版
- 田実潔・カートアッカーマン(2015)「性同一性障害のある学生支援を考える—
短期大学部入学後、3年次編入をし教職を志望した学生への支援事例—」
『北西論集』13 73-80
- 若尾史人(2013)「セクシュアルマイノリティの暮らしやすい社会を求めて—同
性婚、ドメスティック・パートナー制度を通じて—」『LGBTQA 学術論文書
誌 BOT』1-19

資料

資料 1. 日本における同性愛

室町時代 (S)	「秋夜長物語」などの著名な稚児物語(男性同士愛文学)に描かれているように仏教寺院の僧侶と稚児の間に年長者が年少者を性的にも愛して導くような関係があった。(若尾史人 2013 : 9)
安土桃山時代 (S)	織田信長と森成利のように、儒教的な君臣関係の中に、同性愛的な関係が融合していることもあった。(若尾 2013 : 9)
江戸時代 (S)	君臣関係のある男性同士の同性愛を「衆道」と呼ばれる。 相互の年齢や社会的な地位が近い場合は「義兄弟」という兄弟関係に擬制されることもあった。この場合は相互を「念友」と一般的には呼称。 (若尾 2013 : 9) また、当時の川柳に「ちょっちょつと陰間も買って偏らず」(遊女ばかりでなく時々陰間=男娼も買って女性に偏らないようにした)と見られるように一人の男性が女性も男性も色事の相手とすることは奇異なことではなかった。(小宮 2015 : 30)
1873 年 (L)	鶏姦法が施行。
1920 年前後 (S)	成立した変態性欲としての同性愛としてのイメージは、その後半世紀以上もの間、日本社会における同性愛イメージの中心に位置し続けることになる。(小宮 2015 : 30)
1959 年 (S)	関西で発行されていた「同好」。同性愛者の解放や異性愛社会への異議申し立てをするというよりは、同好の士がつながりを持って愛好するという趣向だった。(小宮 2015 : 30)
1970 年代 後半 (S)	1976 年 : 日本同性愛者解放連合 1977 年 : フロントランナーズ 1979 年 : JGC(ジャパングイセンター) それぞれが設立され、同性愛者の解放を志向。
1990 年 (S)	府中青年の家 同性愛者差別問題(府中青年の家事件)が起きる。
1991 年 (S)	府中の青年の家事件の裁判が起きる。 動くゲイとレズビアンのは、各方面にあった異性愛規範を改変していく。
1993 年 1 月 (S)	文部科学省発行の「生徒の問題行動に関する基本資料—中学校・高等学校編」の同性愛をめぐる否定的な記述に関して、文科省が不適切であったことを認め、削除を決める。
1995 年	厚生労働省が国際疾病分類 第 10 版(ICD-10)を採用。

(M) (S)	また、産業統計及び死因分類には同性愛、異性愛、両性愛などの性的指向は「それだけではいかなる意味でも障害とはみなさない」と述べられている。
1996年 12月 (S) (L)	外務省総合外交政策局人権難民課の川田司課長が動くゲイとレズビアンとの話し合いの席の上で、「我が国が同性愛を含む全ての不当な差別を禁止しており、その根拠は憲法第14条にある」とコメント。
2000年 (S)	人権教育・啓発に関する基本計画で、同性愛者への差別といった性的指向に関わる問題について言及。
2011年 (S)	国連人事理事会において「人権と性的志向・性別自認(Human rights, sexual orientation and gender identity)」と題する決議に日本も賛成票を投じ、当該決議が採択。
2015年 3月 (L)	同性パートナーシップ制度が渋谷区で導入。 同性カップルが結婚に相当する関係を認め、「パートナー」として証明書を発行する東京都渋谷区の条例が31日の区議会本会議で成立。
2017年 (L)	「愛情があり心身が健康で経済的に安定していれば、どのような家族形態でも里親になることは可能」ということから、大阪市が男性カップルの養育里親が認定されたことで大きく報道。 厚労省のガイドラインにも同性カップルを除外する規定はない。

※(S) : 社会 (L) : 法律 (M) : 医療

資料 2. 性別違和におけるニュース

1990年代 後半以前 (M)	「性転換症、性転向症、性倒錯症と呼ばれ、社会の隅に追いやられていた。」 (荘島 2008 : 265)
1995年 (M) s	埼玉医科大学の倫理委員会に「性転換治療の臨床研究」の倫理性を問う申請。
1996年 (M)	海外の取り組みを参考に議論を重ね、埼玉医科大学の倫理委員会が「性同一性障害と呼ばれる疾患が存在し、性別違和に悩む人がいる限り、その悩みを軽減するために医学が手助けをすることは正当であり、外科的性転換も治療の一手段」という答申の発表。
1997年 (M)	日本精神神経学会がガイドライン策定。公の治療が可能。(後の性別適合手術 sex reassignment surgery の実施可能)
1998年 (M)	ガイドライン初版に則った国内初の性転換手術である「性別再指定手術」(Sex Reassignment Surgery;SRS;現在では性別適合手術と訳される)が埼玉医科大学で行われた。マスコミにも大きく報じられ、おおむね肯定的に受け止められた。
2001年	ドラマ「金八先生」にて性同一性障害の中学生を主人公としたものが放

(S)	映。学齢期の子どもにも性同一性障害の問題があることを示唆。
2002年 (L)	全国モータボード競走会連合会がGID女性選手を男性として選手登録をすることを認め話題となる。
2003年 (L)	性同一性障害の性別取扱いの特例に関する法律(以下、性同一性障害者特例法施行)が公布。 公で活躍するGID当事者の1人に、東京都世田谷区議選に当事者として立候補し、当選を決めたひとがいる。
2004年 (L)	性同一性障害者特例法が施行され、戸籍の性別変更可能となる。 「人権教育のための国連十年」の最終年。この国内行動計画を受けて各自治体が「人権教育・啓発推進計画」を作成した時期。
2006年 (E)	兵庫県の小学校が小2の男児を女児として扱っていることを大きく報道。
2009年 (S)	性別違和をテーマにした「男として死ぬ」というポルトガル映画が上映される。
2010年 (E)	文科省は「児童生徒が抱える問題に対しての教育観相談の徹底について」を各都道府県教育委員会などの関係機関に出す。ここから、性同一性障害のある生徒に対応を求めた。
2014年 (E)	1月に文科省は小・中・高校などに「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」(以下、文科省調査)を出す。 各学校で把握している人数や対応の状況についての調査を行った。 6月に調査結果を公表。
2015年 (E)	文科省は調査を元に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」をだし、具体的な支援策を提示。
2017年 (S)	山陽新聞に戸籍上の性別変更申し立ての記事が載る。 申請した当事者は「手術要件は憲法が定める自己決定権の侵害に当たる」と話す。 性同一性障害者特例法による性別変更は、「手術を望まない人には『適合手術』が高いハードルとなっている」と述べられた。

※(M)：医療 (S)：社会 (L)：法律 (E)：教育

資料 4. 性別違和に気づいたきっかけ	
A	ずっと読んでたらさ、そんななかにあるページをめくったら、そこにその“性的指向”っていうものは、その、だから成人とは別という話で。そのトランスジェンダー、同性愛とは別でトランスジェンダーという人々がいます。っていう1文があつて。そんなときに、初めて“自分、トランスジェンダーやったんや”って気づいて。
筆者	はい。
A	で、そのトランスジェンダーやってことに気が付いたときに、初めてそれが違和であるっていう性別違和であることに気が付いた。だから、そこまでは、変態やから。小学生のころから、ずーっとあるんやけれども、それは変態であつて違和ではない。
筆者	はい。
A	(中略)で、そんなものを持ちやいけないとずっと思ってたし。ずっと押し込めてたから。それがそのトランスジェンダーという言葉を知ること、初めて自分は性別違和を持つ存在やって知って。だから、性別違和やって気づいたのはそんなとき。うん。だからしるしはいっぱいあつたよ。しるしは。今、思い出せば思い出すほど、それは過去にさかのぼっていく。初めのうちは、小学校の高学年頃っていったんだけども。それがやがて、中学年になり、低学年になり、そういえば幼稚園のころ、あんなことあつたわって、どんどんさかのぼっていくんやけども。
筆者	はい。
A	さかのぼっていくんやけども、それは、えっと、まあ、ある意味ライフヒストリーのなんていうか再構築、みたいなもんやから。よくわからない。ただ、決定的に自分が違和を持つ存在やって知つたのは、97年のとき。

資料 5. 気づいてからの心境の変化	
A	気づく前はなににもないですよ。男として、全然疑ってなかったから、別に気付く前はなににもないです。しんどくもない。うん。だって、その、それがしんどいことやとは、認識してないから。しんどくないです。別に。全然。で、しんどくなったのは、
筆者	はい。
A	自分がそうなんだと知ってからがしんどくなった。だから、状況は全然変わってないんやけども、それが“しんどいことなんや”ってわかつたときにめっちゃしんどくなった。あの、昨日までと今日と全然変わってない。その、性別違和を知るまでと知つた後で、自分の生活何も変わってないのに、でも。知つた瞬間、しんどくなる。うん。だから、そこまでは別に普通に男用のトイレを使つてたし、お風呂も普通に男やつたんやけども。でも、そこから後

	<p>入れなくなったね。うん。(中略)もっというたら 97 年段階ではそれほどでもなかったんやけれども。その、自分がトランスジェンダーとして生きていこうと思ったのが 99 年で、それまでの 2 年間っていうのは、ようやく自分がトランスジェンダーという Identity を獲得して、で、まあ、本当にその、何ていうか、あの人がわかってくれるっていう人には話をしたけれども、でも一般的には何も話してないっていう時代で。で、ほとんど外見の変化もないんやけども、たぶん 98 年、99 年くらいから外見の変化が起こってくるんですよ。そのへんから、だから、そのトランスジェンダーとして生きていこうと決めたときやからね。</p>
筆者	はい
A	<p>で、それまでは仕方ないじゃないですか。トイレ。行かなしゃあないし。うん。で、おふろも行かなしゃあないからさ。必要なときに。だから、それはそういうもんやって思って入ってたし。切りかえをした。つまり、トランスジェンダーとしての自分とそうでない自分を切りかえをしたから。そこは切りかえれば、事は済んだやけども。それが、もう切りかえをやめて、全部こっちでいって決めたのが 99 年。そこから、しんどかった。</p>

資料 6. パートナーにカミングアウトすることにした心境	
A	<p>ようやく自分が変態じゃなくて、カテゴリーがあって、自分は別に生きててかまわない。あるいはこういう自分を否定する必要はないってことがわかったんやけども、それで満足してたから。まあ、たとえばスカートはきたかったらはいたらええと思ったわけよ。で、そのことへのハードルは減ったんやけども、でも、それをじゃあ「パートナーの前ではくか？」っていったら「はかない。」ここはもう切り分けるっていうね。だから、スイッチを入れ替えるっていう生活はずっと続いてたし。やっぱりそのスイッチは、自分 1 人からあとせいぜい何人かぐらいにはそのスイッチのありかをいうたけれども。それまでそんなことすらいわなかったからね。まあ、何人かにはいうたけど。でも、それをパートナーにいうことはなかった。それが 99 年からあるゲイの人、(中略)この人の誕生日パーティーに行ったときに、…誕生日じゃないいな、何か別の集まりやな。そのときに、「あなた、自分のことをトランスジェンダーっていつてるけど、実践してるの？」っていわれて。「実践ですか？」と思って、「実践」とやらまた難しいこといな、と思って。まあしゃあないやんか。で、「何もやってません」っていったら、「ダメじゃん」っていわれて。ダメじゃんってな。実践ってどないすんねんと思ったんやけども、結局それは「トランスジェンダーとして生きてらいいやん」っていわれたんやと思って。じゃあ、そうして生きようと思ったときに、そんなときに最初にいわないとあかんの誰かって考えたときにパートナーやってん。自分は生活、</p>

	<p>変えるって決めたから、それはもういずれ、ばれるわけで。そんなとき、もういわなきゃあないと思っていいに行った。</p>
--	---

<p>資料 7. カミングアウトを聞いたパートナーのようす</p>	
A	<p>うん。いうて、(中略) そっからあとのうちのパートナーは本当に揺れてた。あの、それこそ、癌の告知を受け入れる何段階とかあるやん？そのまんま。うん。で、私が死ぬかもしれないと思って、ガッと受け止めて。で、嫌だと思ってバンって振り切って、っていうのを繰り返しながら落としどころをずーっと見つけてたね。(中略)で、それに対して私が何をやってたかっていうと、あまり何もやってない。自分はもう……必死やったから。もう自分はこうしたい、こうしたい、こうしたい。いちいちそれを反対してきはるねん。うん。……でも、反対してもやがてそれは「もう好きにせえや！」っていう感じで。まあまあ、なんていうかな。許可じゃないし、黙認でもなくて、追認でもなくて。まあ、「勝手にしいな」っていうまあ、決定権をこっちに委ねることで、まあそれを受け止める風な決断をしはる。そういう選択肢もあるし。で、その課程で、子ども達に対してパートナーが全部説明した。私、全然子どもにいうてない。パートナーが全部話した。</p>
筆者	<p>それは、あれですか？パートナーの方からいうからいわないでっていわれた？</p>
A	<p>ううん。</p>
筆者	<p>何もいわずに？</p>
A	<p>私、ヘタレやからあまりいわれへんねんやんか。(中略)パートナーとしては私がどんどん変わっていく姿が子ども達にとって影響よくないと思うわけやんか。で、まず子どもがふしぎに思わないようにってことで。こう小学校1年生の上の子をやな。(中略)「そこに座り」とかいうてな。「あなたのお父さんは…。世の中には男でも女でもない人がおるんやけども、あなたのお父さんもそのうちの1人や。でも、そのことでお父さんを否定することはないよ。あの人は立派な人やで。」って一生懸命こんこんというくだりをな。それを上の子にも下の子のときにもやってるわけよ。え～、当然私の姿が変わっていくと、当時私は〇〇に住んでたから、15年住んでて、そんななかでそれこそ髭をはやしてるときから、え～女性っぽくなっていくその過程を全部、〇〇の方はみてるわけやんか。</p>
筆者	<p>はい。</p>
A	<p>で、当時子どもはいじめの対象になるんだよね。そのいじめの対象になるときに、やっぱりその家のなかでは唯一そのいじめの話がこないところやから。そこに逃げ込んできてそこで落ち着くっていうことがずーっと続くのね。実は、全然知らなかった(笑)うん。たぶん、私にいわなかったのは、それ</p>

	をいっちゃうと私がしんどくなると思ってるから、だからあまりそこはいわなかった。まあ、そんな感じ。
--	--

資料 8. 男性用トイレを使うことに対する心境の変化	
A	初めのうちは男子トイレやったと思う。でも、う～ん、いつのころからか男子トイレに入れなくなった。で、それは何故入れなくなったかという、男子トイレに自分が入るっていうのは、自分が自分を男であるという風に認める行為じゃないですか。
筆者	はい。
A	それができなくなっちゃった。だから、自分はこうではないと思ってるのにそこに行かなくちゃいけないっていうのは苦痛でしかないから。で、その別にそのときはちんちんあったから、別に立ってトイレはできるんやけども、でも、そういう問題じゃない。うん、自分が自分で受けとめられるか、引き受けられるかどうかっていう問題で。そういう風なカテゴリーに自分を入れることは自分にはもうできないと思ったから。だから、もう女子トイレに行くしか方法がなかったんだけども、まあ、入れないよね(笑)

資料 9. 公的に女性のカテゴリーに入った経験	
A	当然部屋割りは、自分がトランスジェンダーやいうても男部屋だった。で、そんなときに私は、それはしんどいっていう話をしたら、ある女性職員が「じゃあ私達の部屋に来て」(中略)って誘ってくれて、私は勝手にその部屋に入った。で、これが女性のカテゴリーの場所に入ったたぶん最初の経験やったと思うわ。それが、公的に入ったっていうね。

資料 10. 女性用のふろ	
A	で、その次の年なんかに(中略)その職員が聞いてきたんよね。「どっち入るの？」って。だから「男風呂、入ろうと思ってる。」って言ったら、「なんで？あかんやん！」って。あの、「もしも、突然男の人が入ってきたらどないするの？」っていうから、「慣れてるし」っていうたら、「そんなことに慣れたらあかん！」って怒られて、「私が前で待っててあげるから女風呂入り！」って言うてくれて、女の風呂に入れてくれて前で待っててくれた。そういうことがあった。そういうことがあった。で、そういう風な経験をくり返していく中で、女性のある場所に入る経験を少しずつ積んでいくんですよ。

資料 11. 女性用のおふろに友達と入る	
A	えっと…まあ東日本であった部落問題の研究会に私は、パネラーとして参加したんですよ。で、まあ、ある女性の大学教員が別のシンポジウムで、別の講義で参加してて、夜も寝たのね。一緒にほなら、「みんなで温泉行こう」って話になって。で、温泉やってたから「行こう行こう」って。「じゃあ、行って来たら？」って言って、「何いってんのあんたこっちよ！」って、手引っ張られて、そのままちゃぼんて女風呂に行ったんよね。で、その…まあ、いうてみたら、こうわずか 10cm 四方だけぐらいで済む。たぶん。私が男性であるっていう痕跡はね。他は別に、パッと見ではわからない。だから、そこさえ隠せば、そして、そこさえ隠せば別に入れるし。別にそれを見に行くために入るわけではないから。別になんともない。個人的には何ともないんやけども。でもやっぱり、すごい緊張したけども、そうやってその友達が守ってくれたから。つまり、そこでその違和感なくしゃべる女性がいるってことは、えっと、「ああ、あの人は女性なんだ」っていうふうに周りが思ってくれるから。そういう風な人が一緒に入ってくれと実は、そんなかにとけ込めるんですよ。で、そうやって入った経験もあったし。まあ、あとは、誰も入らないときとかね。入ったりしてたし。うん。突然入ってこられると、びっくりするんやけど。あと、まあ、おばあちゃんとか話好きやからやな。知らん私に声をかけてくるわけやわな。(苦笑しながら)
筆者	はい。
A	だから、(声を高くして)「あ、そうですね」っていいながらやな、しゃべるわけよ。(笑いながら)
筆者	(つられて笑いながら)はい。
A	まあ、そうやってやね。何回かは切り抜けてたりしてたけど。う～ん。でも、まあそういう経験をくり返してたわけよね。で、そうやって、だんだんだんだん自分なりにこうスキルを身に着けていくんよ。うん。

資料 12. 職場でのカミングアウトと取組み	
A	え～っと、2009 年かな 8 年かな。に、どうしても私、女性ロッカールームと、それから女性用トイレを使いたって。もうええやろと思って、もうときは満ちたと思って。で、使わしてほしいと思って。で、(中略)まあ〇〇さんやな。に使わしてほしいって言うたら、あの人が一応元締めやってくれてるからさかいに。「わかった」って。女性(中略)のまあ、集まりをやってくれはって、3月に。で、実は、え～っとまあ、性同一性障害っていう、診断を受けて、(中略)もうしんどいし、できれば女性用のロッカーで自分の荷物をおかしてほしい。っていうたら、まあいくつか質問が出た。で、たとえば、「突然

	<p>ドアを開けませんか？」とかですね。そして、「開けません」とかね(笑いながら)。そんなんしながらやね、「単に自分はそこで着替えたいだけやし。別に私が入るときには、ちゃんと中から鍵を閉めるし。それはもう、“普通”に使いますから、別に大丈夫です。」っていう話をして。で、「わかった。それなら良いでしょう。」っていう人が圧倒的に多数やったんやけども、2人、反対が意見が出た。で、これは、昔の私を知ってる人やね。「やっぱりしんどい。」っていわれて、で諦めた。使うのを。で、諦めて、で、そのときにね、女性トイレは諦めた。(中略)で、え～女性ロッカールームをおくのを諦めたんやけども、それとはべっこに女性休養室があったんで、そこに私のロッカーをおかしてくれていったら、そこはみんな使ってなかったから良いですよって。で、その1年か2年後に、この女性ロッカールームが男性ロッカールームに変わった。で、女性ロッカールームがこっちへ来るってなったときに、「もう嫌。動くの嫌。」っていうたんや。「もうここは私、使ってたし。やっとここで安住の場所になったのに、ここを動かされるのはたえられへん。」っていったら、みんなが「当然やね」っていつてくれて。そしてその2人も、もうそれ以上は反対しなかった。で、今も私は女性用ロッカールームが、女性用ロッカールームに自分のロッカーがある。それで、今も使ってる。普通に。ただ、OKが出てからも、1年か2年くらいは使わなかった。女性用トイレを。使い始めたのは去年くらいから。</p>
筆者	(驚く。)
A	<p>だから、ようは充分に受け入れる体制が、受け入れる体制ができるっていうことと、充分に受け入れられる体制があるっていうことは別で、タイムラグがあるんで。受け入れる体制ができたときにホイっていつちゃうと、やっぱりな、しんどい人が出ちゃうんで、そこで嫌だったりするんやな。で、その人のことを考えたら、それがさらにもう少し熟成してから、いけばたぶん受け止めてもらえるかなって思ってた。うん。そんな感じでやってた。だから、カミングアウトはそのときだけ。あ、あと、管理職にはやむを得ず2003年くらいにカミングアウトしたし。それからあとは別に。あの管理職には4月当初に「申し送りあるでしょ？」っていわれるけども、最近、受けへんな(笑いながら)。最近、受けへんわ、めんどくさいし。うん。まあ、あの、やっぱり書類上はどうしても、必要やったりするから、そういうときには、まあ、話したりはするけど、まあそれくらい。今も全然、職場では何もいうてへん。基本的には。</p>

資料 13. セルフヘルプ・グループ	
A	<p>う～んとね…。うん、あの…。私のグループに来るのが、まあ私のやっているグループに来るのがね、大体やっぱりトランス女性が多いんだわ。で、ト</p>

	ランス女性はやっぱり2つに分かれる。で、やっぱり私ぐらいの年代の人間は極めて厳しい。本当に就労厳しい。で、若い連中はそこまででもないけども。ただ、若い連中はう一個あれがあって。その、子ども時代にこもっちゃう子が多い。
筆者	う～ん…。
A	もう引きこもっちゃう。だから学校行けてない。そうするともう、それ以前の段階でドロップアウトしてしまってる。すごく。だから、ランス女性は非常に厳しい。で、ランス男性が意外といけてる。大丈夫、うん。それはもう社会の構造やね、うん。ただ、その...それを男性として受け止めてるのか、ランス男性として受け止めてるかっていう、またややこしい話があるので。何ともよういえんのやけど。とりあえず、就労に関していうと、もうランス男性はそんなにひどいハードルはない。
筆者	それはあれですか？女性としてこう会社があつかわなくちゃいけないっていうのと、男性として扱っていくのとで考えが変わるということですか？
A	うん。そうそうそう。たとえばそのバイトへ行って、「実は自分、性同一性障害なんです。男なんです。男として雇ってください。」って言って、「わかった」っていうて。で、そのまま正社員になる。...もう、見た目が男になってるからさ。だいたいランス男性みため男やねん。ホルモンとかやると極めてテキメンに効くからさ。髭とかも生えて、声も低くなって。もう男に見えるねん。で、その子が「自分男やし。」っていったら、「おう！」みたいな感じやんか。だから、それはそうなんや。ランス女性はそうならんのよ。うん。
筆者	声帯とかもやっぱり低いのから高くなるっていうのは、難しい…？
A	ああ、ありえへんからね。もちろん、あの…。ボイストレーニングによってある程度はね、改善されるけれども。うん。まあ、本当は声の高さというより、声の質としゃべりかたなんよね。ほんまは、抑揚とかね。うん。だから、それもまたちょっと違うんだけども。でも、やっぱり見た目やわ。やっぱり女性にはなかなかないの、そうするとやっぱり、う～ん。そうやね…。ある人から相談を受けたのは、例えばその…「うちの会社としてはいいんですけども」。たとえば、いくつかの企業が集まったビルがあるじゃないですか。
筆者	はい。
A	「うちの会社としてはいいんですけども、でもその女性トイレを使ったときに、そのトイレはうちの管轄外や。で、よその会社の社員が来はったときに、『あの人、だれ？』ってなったときに、うちとしては守りきれません。で、(中略)このトイレは、ビルのトイレなんで、それに対して OK もだめもいえないんですよ」っていう話になるねんな。ところがランス男性は見た目が男性やから使うの大丈夫やねん。「よく個室行くやつやな」としか思われへんわけやねんか。うん。っていうそういうみため問題っていうのがあるねん。

	うん。それがやっぱり、トランス女性はすごいいしんどい状況。っていうのは感じます。
--	--

資料 14. 女性度とロールモデル	
A	あの、女性度っていうのがあるんですよ。で、女性度 0%～女性度 100%までであると。
筆者	はい。
A	女性度 0%～20%くらいまではね。別に大丈夫なんですよ。で、10%～20%くらいも大丈夫。でも、30%くらいから、こうね。みんながへんやぞって思いはじめる。で、40%くらいになったらね、いきなりね、オカマバッシングがはじまる。で、ひどいときは一回おしりさわられたことがある。(中略)わからへんかった。そんなときはね、わからへんかった。
筆者	はい。
A	めっちゃ気色悪いなと思って。なんやったんやろと思って、ずーっとそんとき気がつかなくて。それから 1 時間か 2 時間くらいして、「あ、あれ、おしりさわられたんや」って思った。あれは、本当に腹がたったんやけども。うん…で、そのあとがあって、すごいみんなからオカマバッシングされて。それこそ、そう(中略)顔を出せない状態。(中略)で、これが 60%くらいになるとね、パタッと風がやむ。で、70%くらいになるともう全然大丈夫。
筆者	はい。
A	うん。大丈夫。で、たまにそよ風が吹くんやけども、「懐かしいな、この風は」みたいな感じになるんよね。で、私はそんなとき、だから 0%のときには自分のロールモデル 100%においてるのよね。女性 100%。たとえば、目の前にピチピチの女子高生がいるとしよ。すると、そんな子らがおるとそこにロールモデルをおく。だから、0 のとき 100 におく。ところが、自分が 60、70 までいくと、80 とか 90 くらいのところにモデルをおくわけ。そんなら意外とこれっていけるんよ。100 を目指すとね。で、これを両方が、女性度がずーっと上がって行って、で自分のロールモデルが下がっていくのよね。それこそ、20 歳くらいにロールモデルおいてた、35 くらいの間がやがて 40 になったときには、まあ、35 とか 40 くらいになっている。で、40～45 くらいになると、まさに自分の年齢にロールモデルをおいた瞬間に、両方がびやーってね、ロールモデルと自分のありようがピタって重なってくる。そしたら、ふしぎとね、すっごくナチュラルになって行って、もうこれでいいやっていう風になっちゃうのよね。うん。…で、そうなったときに、だからそっからあとは全然しんどくない。ある意味、しんどくはない。まあ、しんどい…。めんどくさいことはいっぱいあるんやけども。しんどくはない。

資料 15. 現在の心境

A	だから、その、よくいうのは性同一性障害に生まれたっていうのは選択できなかったかもしれないけど、トランスジェンダーとして生きることは自分で選んだ。(中略)そのせいで、いろんなことがありましたけれども、足腰が強くなりました(笑いながら)。で、おかげさまでいろんな人に出会えたし、それから、ものすごくものを考えることがあったし。だから、「安らか」ではないかもしれないけれども、でも、まあ、やってよかったです。
---	---

資料 16. 倫理審査用紙

第

受付番号	
------	--

平成 年 月 日

関西福祉科学大学

研究倫理委員会委員長 殿

<申請者>

所属 社会福祉学研究科臨床福祉学専攻博士前期課程2年

期課程2年

職名

氏名 新田 はるひ

印

審査申請書

下記について審査を申請します。

1. 研究計画等の概要(申請者が学生の場合、指導教員は研究指導者欄に捺印のこと)

申請の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規		
	<input type="checkbox"/> 計画変更 (規程第8条第2項第一号)	研究課題	
		承認番号	
		変更理由	
<input type="checkbox"/> 他の研究機関 での承認 (規程第8条第2項第二号)	研究課題		
	承認番号		
	審査機関		
研究分類	<input type="checkbox"/> 教員による研究活動 <input checked="" type="checkbox"/> 学生による学位取得に係る研究 <input type="checkbox"/> 授業 <input type="checkbox"/> その他()		
研究の種類	<input type="checkbox"/> 第1種研究 ・ <input type="checkbox"/> 第2種研究 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 第3種研究		
所属長名 (学科長・専攻代表)	(所属)(職名)(氏名) 関西福祉科学大学 大学院 教授 専攻代表 得津慎子		
研究課題名	性別違和のひとの生きづらさーライフヒストリーから考えるー		
主任研究者	(所属)(職名)(氏名) 関西福祉科学大学大学院社会福祉学研究科臨床福祉学専攻博士前期課程2年 新田はるひ		
分担研究者	(所属)(職名)(氏名)		

	なし
研究指導者	(所属)(職名)(氏名)(印) 関西福祉科学大学 社会福祉学部 教授 安井理夫 印
研究期間	平成 28年 7月 1日 ~ 平成 28年 12月 31日
実施場所	安井 研究室
添付資料	(基本書類) <input checked="" type="checkbox"/> 研究計画書、 <input type="checkbox"/> 被験者への説明文書、 <input checked="" type="checkbox"/> 同意書、 <input type="checkbox"/> 同意撤回書、 <input type="checkbox"/> 調査用紙、 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(規程第8条第2項第一号の場合) ※上記、基本書類一式に加え下記書類を添付 <input type="checkbox"/> 変更箇所を記載した書類、 <input type="checkbox"/> 審査結果通知書(コピー)
	(規程第8条第2項第二号の場合) ※上記、基本書類一式に加え下記書類を添付 <input type="checkbox"/> 他の研究機関での承認書(コピー)、 <input type="checkbox"/> 申請書一式(コピー)

※ 用紙の大きさは、A4とする。

研究計画書

研究課題名 性別違和のひとの生きづらさ—ライフヒストリーから考える—

研究組織:主任研究者、分担研究者の所属、職名、氏名、連絡先 関西福祉科学大学大学院社会福祉学研究科臨床福祉学専攻博士前期課程2年 新田はるひ friendslove1229@gmail.com 08061326882

研究の目的及び研究計画の概要等
<p>1. 研究の目的(意義など)</p> <p>日本では現在でも「男性は男性らしく」「女性は女性らしく」という風潮が強いと感じられる。その一方で自分の性別に違和感を持ち、生きづらさを感じている性別違和の方がいるのも現実である。最近では性別違和の方自らがそのことを公表する場面もメディアを通して目にするようになってきた。しかしながら、本人が家族に打ち明けられないままにひとりで抱えている場合も少なくないことが先行研究および申請者の経験、見聞などから推測される。</p> <p>「性別違和」という言葉を知ってその後の生き方や考え方がどのように変わったのか。また、言葉を知って生きづらくなった思いはどのようなものなのか、ナラティブアプローチを起点として考察することが本研究の目的である。</p>
2. 研究計画の概要

<p>当事者1名に1時間程度のインタビューを行い、そこから逐語録を作成し考察を行う。</p> <p>たとえば、「性別違和」という言葉をいつ、どのような状況で知ったのか。それによって、その人の生活や人生がどのように変わったのか。「性別違和」とは、その人にとって何なのか。等に焦点を当てる予定である。</p>
<p>3. 期待される成果</p> <p>①性別違和のひとの生きづらさや現状を少しでもつまびらかにすることが期待できる。</p> <p>②それらをふまえて、必要と思われる支援を考察していきたい。</p>
<p>4. 研究資金</p> <p>私費</p>
<p>5. 研究成果の公表方法</p> <p>修士論文にて発表。</p>
<p>6. 本研究課題についての他機関等による審査状況</p> <p>なし</p>

収集する情報・データ等	
1. 協力者及び人数	協力者:性別違和の方 人数:1人
2. 協力者として選定した理由	申請者の知人であり、お互い信頼関係に基づいて調査できると判断したため。
3. データ等の項目	別紙1のとおり。

4. 収集の方法	インタビュー内容を IC レコーダーに音声録音する。 そのデータをパスワードロックのかかる USB にコピーし、IC レコーダー内のデータは消去する。
5. 謝礼の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（謝礼がある場合、その金品の種類、金額などを記入）

説明に関する事項		
1. 説明の方法	説明の対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団
	説明の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 書面（書面で説明する場合、説明文を添付） <input type="checkbox"/> 口頭（口頭で説明する場合、説明事項を「説明する事項」欄に記入） <input type="checkbox"/> その他（その他の場合、具体的方法を「説明する事項」欄に記入）
2. 説明する事項	同意書のとおり	
3. 説明者	(所属)(職名)(氏名) 関西福祉科学大学大学院社会福祉学研究科臨床福祉学専攻博士前期課程 2年 新田はるひ	

同意に関する事項	
1. 同意書の作成	<input checked="" type="checkbox"/> 作成する（同意書を作成する場合、同意書を添付） <input type="checkbox"/> 作成しない（同意書を作成しない場合、理由と同意確認方法を記入）
	2. 代諾の有無

収集する情報・データ等の取り扱いについて		
1. 取扱責任者	(所属)(職名)(氏名) 関西福祉科学大学大学院社会福祉学研究科臨床福祉学専攻博士前期課程 2年 新田はるひ	
2. 保管及び破棄の方法	保管方法	パスワードロックがかかる USB
	保管場所	鍵のかかる引き出し

	保管期間	5年
	破棄方法	録音データの消去
3. 第三者への委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> しない	
	<input type="checkbox"/> する (第三者へ委託する場合、委託内容と契約書の有無や個人情報配慮の方法を記入)	

倫理的問題点	
1. 被験者のプライバシー確保に関する対策	<p>①研究協力者は匿名とし、インタビューによって知り得た内容は研究目的以外では使用しない。</p> <p>また論文などで公表する場合は、事前に同意を得る。</p> <p>②同意書は2部作成し、研究者と研究協力者の双方で保管し、同意を得た後でも随時、同意を撤回できるようにする。撤回する場合には同意書を返却し、録音内容や逐語録として起こした書面等、すべて破棄する。</p> <p>③調査データの管理については、主任研究者(新田はるひ)が鍵のかかる引き出しにて、調査協力者からの問い合わせに応じるため5年間保管・管理しその後録音データを消去する。</p>
2. 研究結果の被験者への告知について	論文を成果物として送付する。
3. 被験者から採取した生体材料の取り扱いについて (保管、廃棄方法、目的外使用を行う場合はその範囲)	取扱いなし。
4. 被験者に不利益が生じた場合の措置	不利益を生じた場合には、直ちに研究を中止し、指導教官とも相談し、協力者と今後の対応について誠実に協議する。この点については協力者にも事前に話し、同意を得る。
5. 被験者の安全に関する問題点とその対策 (未承認の医薬品等を使用する場合は、その安全性に関するデータを添付すること)	特になし。

その他参考となる事項

「性別違和のひとの生きづらさに関するインタビュー」に関する同意書

日本では現在でも「男性は男性らしく」「女性は女性らしく」という風潮が強いと感じます。その一方で自分の性別に違和感を持ち、生きづらさを感じている性別違和の方がおられることも知られてきました。

最近では性別違和を抱えておられる方が自らそのことを公表する場面もメディアを通して目にするようになってきました。しかしながら、家族に打ち明けられないままに一人で抱えていらっしゃる場合も少なくないと推測されます。

今回、性別違和の方々に対しインタビューを行うことで現在、抱えておられる生きづらさを明らかにしていきたいと考えています。このことにより、性別違和の方の現状とともに生きづらさを少しでも理解し、それらをふまえて、必要と思われる支援を考察していきたいと思っております。

ご多忙の折、恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、何卒、ご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

[方法]

①性別違和の方々を対象としたインタビューです。

特にお聴きしたい内容は、

- a) 性別違和で生きづらいつと思う場面や状況。
- b) そのときの思い。
- c) そのときにどのような対処をしたのか。

などです。

②インタビューはおおよそ一時間程度を予定しております。

③インタビューの内容は、協力者の同意を得てから IC レコーダーに録音させていただきます。

④参加は自由です。

⑤インタビューの途中でも参加者の意志によって中止することができます。またインタビュー終了後でも同意を撤回することが可能です。この場合は、調査者が持っている同意書をお返しします。

[倫理事項]

①インタビューの内容を録音した IC レコーダーや記録類等については、厳重に管理し、研究以外の目的には使用いたしません。

②インタビュー内容については匿名性を遵守し、個人情報漏れるようなことは一切あり

ません。

- ③調査データの管理については、研究者が指導教官の研究室の鍵のついた保管場所にて5年間保管・管理し、その後に録音データは消去します。
- ④研究結果は、修士論文等で発表する予定です（修士論文は、本学図書館のホームページから閲覧可能です）。

なお本同意書は2部作成し、研究者と研究協力者で1部ずつ保管することとします。

関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科 研究者氏名 新田はるひ
指導教員 関西福祉科学大学 社会福祉学部 安井 理夫
TEL (072)978-0088 Eメール: friendslove1229@gamil.com

同意書

私は上記内容を理解し、調査への協力することを同意します。

平成 年 月 日

研究協力者 _____ 印